

昭和52年5月30日

規程第8号

## 第1章 総則

### (契約者の資格)

第5条 次の各号の一に該当するものは、入札者、契約者又はその代理人となることはできない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ていない者
- (3) 前各号の一に該当する者を代表者とする者又は契約の締結若しくは履行に関し、代理人として使用する者

2 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があつた後2年間入札者、契約者となることはできない。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又は競り売りにおいてその公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 組合が契約の履行の確保のために行う監督又は検査の実施にあたり、当該職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかつた者
- (6) 契約の締結又は履行に関し不正のあつた者
- (7) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

### (参加資格)

第24条 一般競争入札に参加しようとするものは、次の各号に掲げる資格を具備しな

ければならない。ただし、売却及び貸与の場合は、この限りでない。

(1) 引き続き2年以上その営業に従事していること。

(2) 引き続き2年以上理事長が定める税目の国税及び地方税を納付していること。

(3) 工事の入札金額が150万円以上の場合においては、その入札金額の半額以上に相当する金額の工事を過去5年以内に入札者が直接に官公庁、公社、公団、営団、会社その他の法人より請負い、これを完成していること。

2 営業を承継した場合においては、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人の従事する期間及び納付した税額に、これを通算する。

3 契約担当者が特に必要と認めるときは、第1項各号の規定にかかわらず、別に入札者の資格を定めることができる。この場合において、入札者の資格は、一般競争入札の趣旨をそこなうものであつてはならない。